

審議会意見を踏まえた主な変更点

○第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画

案（平成30年3月）	素案（平成30年1月）
<p>P.8</p> <p>5 県土地利用の基本方針</p> <p>（1）人口減少・高齢化局面におけるスマートで持続可能な県土地利用</p> <p>①機能的で持続可能な都市構造の形成</p> <p>前計画期間までは、人口の増加基調に伴い市街地が徐々に拡大していく傾向があったが、今後、本格的な人口減少の局面の中で、都市的土地利用への転換圧力は減少していくと予想されるため、これを契機として、都市部の人口密度や土地利用の密度を維持しながら、利便性と生産性の高い都市構造を形成していくことが重要となる。</p> <p>このため、都市地域においては、引き続き安全で快適な市街地の形成や上下水道等の必要な都市施設の整備等は進めていくものの、地域の実情に応じて、居住機能や医療・福祉・商業・業務機能等の都市機能の集約・再配置や<u>まちの賑わいを高める取組を促進</u>していくとともに、地域公共交通網等によりネットワーク化することで生活の利便性や生産性を高め、インフラの維持管理を効率化していく。都市機能の集約化に当たっては、都市空間の高度利用や空き地や空き家の有効活用の視点を考慮に入れるとともに、地域の実情に応じて当該自治体内の複数の拠点間や自治体間で役割分担や連携を行うことが適切な場合もある。</p> <p>P.9</p> <p>②農山漁村地域の持続可能性の確保と活性化</p> <p>（略）</p>	<p>5 県土地利用の基本方針</p> <p>（1）人口減少・高齢化局面におけるスマートで持続可能な県土地利用</p> <p>①<u>スマート</u>で持続可能な都市構造の形成</p> <p>前計画期間までは、人口の増加基調に伴い市街地が徐々に拡大していく傾向があったが、今後、本格的な人口減少の局面の中で、都市的土地利用への転換圧力は減少していくと予想されるため、これを契機として、都市部の人口密度や土地利用密度を維持しながら、利便性と生産性の高い都市構造を形成していくことが重要となる。</p> <p>このため、都市地域においては、引き続き安全で快適な市街地の形成や上下水道等の必要な都市施設の整備等は進めていくものの、地域の実情に応じて、居住機能や医療・福祉・商業・業務機能等の都市機能を集約・再配置していくとともに、地域公共交通網等によりネットワーク化することで生活の利便性や生産性を高め、インフラの維持管理を効率化していく。都市機能の集約化に当たっては、都市空間の高度利用や空き地や空き家の有効活用の視点を考慮に入れるとともに、地域の実情に応じて当該自治体内の複数の拠点間や自治体間で役割分担や連携を行うことが適切な場合もある。</p> <p>②農山漁村地域の持続可能性の確保と活性化</p> <p>（略）</p>

審議会意見を踏まえた主な変更点

○第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画

案（平成30年3月）	素案（平成30年1月）
<p>③産業の持続的発展と県内外との交流基盤の整備 (略)</p> <p>P.10</p> <p>④所有者不明土地の増加への対応 (略)</p> <p><u>※ 「スマートで持続可能な県土利用」とは、人口減少・高齢化に伴う都市・農山漁村地域の管理水準の低下に対応するため、都市機能や生活機能の集約化（コンパクト化）だけにとどまらず、これらの機能のネットワーク化による利便性の向上、低未利用地等の既存ストックの活用、有効活用が可能な主体への土地の集積、情報通信技術等を活用した土地利用の省力化・精密化等の様々な「賢い」土地利用の方策により、県土の効果的な活用と持続可能性の確保を目指していく趣旨を示している。</u></p> <p>P.10</p> <p>（2）県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生</p> <p>①暮らしと交わる自然環境の保全・再生</p> <p>宅地開発等による農地転用や耕作放棄地の増大や林地開発により、県民の生活や生業との相互作用の下で育まれてきた自然環境が徐々に失われている。一方、今後の人口減少の局面においては、土地利用転換の圧力が低減していくものと予想され、この中長期的な傾向を契機として、森</p>	<p>③産業の持続的発展と県内外との交流基盤の整備 (略)</p> <p>P.10</p> <p>④所有者不明土地の増加への対応 (略)</p> <p>（2）県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生</p> <p>①暮らしと交わる自然環境の保全・再生</p> <p>宅地開発等による農地転用や耕作放棄地の増大や林地開発により、県民の生活や生業との相互作用の下で育まれてきた自然環境が徐々に失われている。一方、今後の人口減少の局面においては、土地利用転換の圧力が低減していくものと予想され、この中長期的な傾向を契機として、森</p>

審議会意見を踏まえた主な変更点

○第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画

案（平成30年3月）	素案（平成30年1月）
<p>林、農地、湖沼、沿岸域等の自然環境及びこれらの環境に存在する生物多様性の保全・再生の取組を推進する。また、希少な野生生物の保護対策や生態系に影響を与える外来種対策を進めていく。</p> <p>都市部の農地については、生産性の高い<u>園芸や畑作等の都市農業の基盤であり、防災、農業体験・交流の場、国土・環境の保全等の機能を発揮し、良好な景観の形成を通して</u>都市の生活環境の向上にも資することから保全を進めていくことが必要である。</p>	<p>林、農地、湖沼、沿岸域等の自然環境及びこれらの環境に存在する生物多様性の保全・再生の取組を進めていく。また、希少な野生生物の保護対策や生態系に影響を与える外来種対策を進める。</p> <p>都市内の農地については、施設園芸に代表される生産性の高い都市農業の基盤になるとともに、都市の生活環境の向上に資することから保全を進めていくことが必要である。</p>
<p>P.13</p> <p>（4）多様な主体の交流・連携・協働による県土の支え合い</p> <p>人口減少・高齢化に伴い、無秩序な市街化による都市部の利便性の低下、市街地における空き家・空き地の発生、郊外部の移動困難者の発生、農山漁村地域の持続可能性への懸念など県土の土地利用の密度が低下していく傾向が予想される。</p> <p>（略）</p> <p>このように、県土の管理水準の低下を補うためには県、市町村はもちろんのこと、このような公的主体だけではなく、県民、市民活動団体、事業者等が連携して県土を支え合うことが重要である。<u>また、多くの主体に県土の支え合いへの参画を促し、ともに賢い県土利用を進めていくためには、県民、市民活動団体、事業者等の関係者が、県土の基礎的なデータや土地利用状況等に触れ、それぞれが、県土の来し方行く末を考えることが可能となるような情報基盤の充実等も重要な視点になると考えられる。</u></p>	<p>（4）多様な主体の交流・連携・協働による県土の支え合い</p> <p>人口減少・高齢化に伴い、無秩序な市街化による都市部の利便性の低下、市街地における空き家・空き地の発生、郊外部の移動困難者の発生、農山漁村地域の持続可能性への懸念など県土の利用密度が低下していく傾向が予想される。</p> <p>（略）</p> <p>このように、県土の管理水準の低下を補うためには県、市町村はもちろんのこと、このような公的主体だけではなく、県民、市民活動団体、事業者等が連携して県土を支え合うことが重要である。</p>

審議会意見を踏まえた主な変更点

○第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画

案（平成30年3月）	素案（平成30年1月）
<p>P.14</p> <p>6 利用区分に応じた基本的な方向性</p> <p>（1）農用地</p> <p>農用地は食料生産の基盤であるとともに、多様な生物の生息環境、県土保全、<u>交流の場としての機能</u>、良好な景観形成<u>を通じた</u>都市部におけるゆとりと潤いをもたらす等の多面的機能を有している。</p> <p>（略）</p> <p>都市部の農地については、<u>農産物の供給、良好な景観の形成、防災機能など、都市農業の基盤として多様な機能を発揮している。</u>農作業体験・<u>交流の場等</u>として<u>も活用を促進することで</u>、都市住民の農業への関心・<u>理解</u>の醸成を図る場として活用していく。</p> <p>P.15</p> <p>（5）道路（一般道路・農道・林道）</p> <p>一般道路は、県内外の移動・交流・物流を促進することを通じて、産業・経済・文化の発展に欠かすことのできない社会資本であり、県土の有効利用を促進するネットワークとして重要な役割を果たしていることから、広域的な幹線道路から生活に身近な生活道路まで体系的に整備する必要がある。</p> <p>（略）</p> <p>農道は農作業・生産物流通の効率化、生活道路、地域外との交流、林道は木材の搬出、森林の保全、森林施業等に<u>必要な道路であり、災害時の迂</u></p>	<p>6 利用区分に応じた基本的な方向性</p> <p>（1）農用地</p> <p>農用地は食料生産の基盤であるとともに、多様な生物の生息環境、県土保全、良好な景観形成、都市部におけるゆとりと潤いをもたらす等の多面的機能を有している。</p> <p>（略）</p> <p>都市内農地については、都市の生活にゆとりをもたらす場であり、農作業体験等<u>を通して</u>、都市住民の農業・農地等への関心の醸成を図る場として活用していく。</p> <p>（5）道路（一般道路・農道・林道）</p> <p>一般道路は、県内外の移動・交流を促進することを通じて、産業・経済・文化の発展に欠かすことのできない社会資本であり、県土の有効利用を促進するネットワークとして重要な役割を果たしていることから、広域的な幹線道路から生活に身近な生活道路まで体系的に整備する必要がある。</p> <p>（略）</p> <p>農道は、農作業・生産物流通の効率化、生活道路、地域外との交流、林道は木材の搬出、森林の保全、森林施業等に<u>必要な道路であることから、</u></p>

審議会意見を踏まえた主な変更点

○第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画

案（平成30年3月）	素案（平成30年1月）
<p><u>回路としての機能も期待できる</u>ことから、今後も自然環境の保全に配慮しながら、整備を推進していく。</p> <p>P.28</p> <p>（3）災害リスクを考慮した安全・安心な県土の構築</p> <p>①ハード対策と災害リスク情報の提供等のソフト対策の適切な連携</p> <p>地震・津波、水害・土砂災害による被害を防止・軽減するため、住宅や公共建築物や上下水道の耐震化、海岸保全施設の整備・高潮・侵食対策、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、砂防関係施設や下水道の整備を進めるとともに、防災インフラの耐震化、津波対策、液状化対策や橋梁の耐震補強、道路のり面の崩落防止等のインフラの防災対策を進めていく。渇水への対応については安定した水資源の確保の促進や雨水・再生水等の多様な水資源の有効利用を推進する。</p> <p>（略）</p> <p><u>このような取組等により、居住地、事業所所在地等の災害リスクの高低の分かりやすい情報提供や土地利用規制、発災時の緊急的な情報の提供等を行うとともに、避難路や避難環境の整備、避難体制の構築等を進めることで、的確かつ迅速な避難行動の促進と安全・安心な避難につなげていくことが重要である。</u></p>	<p>今後も自然環境の保全に配慮しながら、整備を推進していく。</p> <p>（3）災害リスクを考慮した安全・安心な県土の構築</p> <p>①ハード対策と災害リスク情報の提供・土地利用誘導等のソフト対策の適切な連携</p> <p>地震・津波、水害・土砂災害による被害を防止・軽減するため、住宅や公共建築物等の耐震化、海岸保全施設の整備・高潮・侵食対策、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、砂防関係施設や下水道の整備を進めるとともに、防災関係施設の耐震化、津波対策、液状化対策や橋梁の耐震補強、道路のり面の崩落防止等のインフラの防災対策を進めていく。</p> <p>（略）</p>

審議会意見を踏まえた主な変更点

○第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画

案（平成30年3月）	素案（平成30年1月）
<p>P.31</p> <p>10 五地域区分の土地利用の原則及び調整方針</p> <p>本項目は、千葉県国土利用計画を基本として定められる土地利用基本計画としての機能を果たす部分であり、当該部分に即して<u>適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、国土利用計画法や都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）等の個別規制法による土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずる。</u></p> <p>P.33</p> <p>① 都市地域</p> <p>都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、保全する必要がある地域である。</p> <p>（略）</p> <p>また、<u>まちの賑わいを高める取組を促進するとともに、</u>再開発や区画整理等による市街地の質的な改善・充実、歴史・文化などの特性を活かした景観の保全・形成、都市部の自然環境の保全・再生、活用による都市空間の魅力の向上、雨水・再生水の有効利用による環境負荷の低減、インフラ、住宅・建築物の耐震化等による防災性の向上、インフラの計画的・効率的な維持管理を推進する。</p> <p>（略）</p>	<p>10 五地域区分の土地利用の原則及び調整方針</p> <p>本項目は、千葉県国土利用計画を基本として定められる土地利用基本計画としての機能を果たす部分であり、当該部分に即して、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）等の個別規制法による規制等が行われることとなる。</p> <p>① 都市地域</p> <p>都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、保全する必要がある地域である。</p> <p>（略）</p> <p>また、再開発や区画整理等による市街地の質的な改善・充実、歴史・文化などの特性を活かした景観の保全・形成、都市内の自然環境の保全・再生、活用による都市空間の魅力の向上、雨水・再生水の有効利用による環境負荷の低減、インフラ、住宅・建築物の耐震化等による防災性の向上、インフラの計画的・効率的な維持管理を推進する。</p> <p>（略）</p>

審議会意見を踏まえた主な変更点

○第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画

案（平成30年3月）	素案（平成30年1月）
<p style="color: red; text-decoration: underline;">都市農業の基盤となる都市部の農地については、下記アの市街化区域内の農地だけではなく、市街化区域の縁辺の市街化調整区域内の農地において都市農業が営まれている場合なども含め、地域の実情に応じて必要なエリアにおいて施策を実施していく。</p> <p>ア 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性及び防災性に十分配慮するとともに、空き地等の既存ストックの活用の観点を踏まえながら、市街地の整備、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備・維持管理等を計画的に進め、都市機能・居住機能の集約化等を図っていく。</p> <p>また、当該区域内の樹林地、水辺地等は良好な生活環境の維持・向上のため、保全・再生を図り、都市空間の魅力の向上に活用するものとする。都市部の農地については、園芸や畑作等の都市農業の基盤であり、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成、防災機能、農作業体験・交流の場としての機能、都市住民へ農業への関心・理解の醸成など多様な機能を果たすことから、適切に保全・活用を図るものとする。</p> <p>P.35</p> <p>③ 森林地域</p> <p>森林地域は、森林として利用すべき土地であり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。</p> <p>森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、津波・高潮等の海岸地</p>	<p>ア 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性及び防災性に十分配慮するとともに、空き地等の既存ストックの活用の観点を踏まえながら、市街地の整備、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備・維持管理等を計画的に進め、都市機能・居住機能の集約化等を図っていく。</p> <p>また、当該区域内の樹林地、水辺地等は良好な生活環境の維持・向上のため、保全・再生を図り、都市空間の魅力の向上に活用するものとする。都市内の農地については、施設園芸等の場になるとともに、自然環境の保全、防災機能、交流の場としての機能など多様な機能を果たすことから、適切な保全・活用を図るものとする。</p> <p>③ 森林地域</p> <p>森林地域は、森林として利用すべき土地であり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。</p> <p>森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、海岸地域の災害や山地</p>

審議会意見を踏まえた主な変更点

○第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画

案（平成30年3月）	素案（平成30年1月）
<p>域の災害、<u>山くずれや土石流等の</u>山地災害等の防止・<u>被害の軽減</u>、保健・文化・教育活動への寄与、都市住民等との交流の場としての機能、生物の多様性や景観の保全、快適な生活環境の形成の機能など多面的な機能を有している。</p>	<p>災害の防止や保健・文化・教育活動への寄与、都市住民等との交流の場としての機能、生物の多様性や景観の保全、快適な生活環境の形成の機能など多面的な機能を有している。</p>